

第1節 普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）

1 歴史的背景

戦前の宜野湾村には多くの集落が存在し、約14,000人の住民がいた。中でも字宜野湾には、役場や国民学校、郵便局、病院、旅館、雑貨店などが並び、いくつもの集落が点在していた。また、字普天間には、沖縄県庁中頭郡地方事務所や県立農事試験場など官公庁が設置され、沖縄本島中部の中心地だった。

普天間飛行場は、戦時中に米軍の強制接収によって建設された基地の一つであり、日本本土への爆撃基地として建設が始まったが、戦後も返還されることはなかった。

昭和53年、ハンビー飛行場の返還に伴ってその機能が普天間飛行場に移転され、現在のような運用形態に至っている。

2 SACO最終報告を受けた普天間飛行場移設候補地の選定

(1) SACO合意と基本計画の決定、推進

普天間飛行場は、市街地の中心部にあって、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えている。さらに、本県の振興開発を進めていく上で普天間飛行場の跡地利用は極めて重要であることから、地域住民をはじめ県民から早期返還を望む声が高まり、宜野湾市及び沖縄県はこれまであらゆる機会を通して、日米両政府にその返還を強く求めてきた。

平成7年11月、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置され、平成8年4月に中間報告を、12月に最終報告を発表し、普天間飛行場に関しては、5年ないし7年以内に十分な代替施設が完成し、運用可能になった後、全面的に返還すること、代替施設として海上施設を沖縄本島東海岸沖に建設すること等について合意した。

政府は、平成9年11月、「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」を沖縄県や名護市等に提示した。同年12月、地元名護市において海上ヘリポート建設を問う市民投票が実施され、建設に反対する票が賛成票を上回った。その経過の中で、当時の比嘉名護市長は、海上ヘリポート建設を受け入れることを表明して市長を辞職、平成10年2月に行われた名護市長選挙で、前市長の推す岸本建男氏が当選した。名護市長選挙中、知事は、政府の示した「普天間飛行場代替海上ヘリポート基本案」の受入拒否を表明した。

平成10年11月、任期満了に伴う県知事選挙が行われ、軍民共用空港案を公約に掲げた稲嶺恵一氏が当選した。平成11年3月、総務部知事公室に「普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室」が設置され、普天間飛行場の県内移設に向けた具体的な取組を開始した。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力を要請した。また、同月、国に対し移設に当たっての県の考え方を提示した。

(2) 選定に当たっての基本的考え方

移設候補地の選定に当たっては、以下アからエの4つの項目の基本方針を設定し、候補地の選定作業を行った。候補地は空港の立地が可能と思われる7箇所を選定し、運航空域条件、社会条件、建設条件、自然条件等について検討した。その結果、移設候補地を2箇所に絞り込み、最終的には、運行空域確保の問題、騒音の問題、アクセスの問題等様々な観点から検討した結果、総合的に判断し、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であるとの結論に達した。

ア 米軍基地の整理・縮小を図るものであること

イ 住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること

ウ 建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること

エ 県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること

(3) 選定理由

ア 米軍基地の整理・縮小が図られること

現在の普天間飛行場を縮小し、既存の米軍施設・区域内に移設することにより、沖縄の米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理・縮小を着実に進めることができ

る。

イ 騒音の影響を比較的小さくすることができること

航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できる。また、海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できる。

ウ 地域振興の促進に寄与することができること

(ア) 地域の経済振興を図ることができる。

当該地域は、一定規模以上の空港の立地が可能であり、軍民共用空港を設置することにより、新たな航空路の開設や空港機能を活用した産業の誘致など地域経済発展の拠点を形成することができ、移設先及び周辺地域はもとより北部地域の自立的発展と振興につながり、ひいては県土の均衡ある発展を実現することができる。

(イ) 空港整備による交通ネットワークの形成が期待できる。

当該地域は、国道329号線と沖縄自動車道が近接し、沖縄本島西側と中南部地域を連結している。新たな空港の整備に伴い、高規格道路の北部延伸など新たな道路を整備することにより、空港を中心とした交通ネットワークが形成され、空港活用の利便性の向上や地域の活性化を図ることができる。

3 米軍再編に係る日米合意を受けた普天間飛行場移設問題の取扱い

(1) 日米合意に至る経緯

平成11年12月27日、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受入れを表明、翌28日には、県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。平成12年8月には国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、2年間9回にわたる協議を経て、平成14年7月、リーフ上を埋立てて2,000メートルの滑走路を有する代替施設の建設等を内容とする基本計画が決定された。

平成15年1月には、地域の住民生活及び自然環境への影響に配慮しつつ円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。また、同年11月、那覇防衛施設局は現地技術調査を行うため、公共用財産使用協議書を県に提出し、県は、平成16年4月、同協議書に同意し、那覇防衛施設局は、環境影響評価方法書の公告・縦覧を開始した。

このような中、平成16年8月に沖縄国際大学の構内に米海兵隊所属ヘリコプターの墜落事故が発生し、市街地の中心部にある同飛行場の危険性を再認識させられた。県は、速やかに日米両政府に対し、普天間飛行場の危険除去のための対策を講じ、危険性を限りなくゼロにするなど再発防止に万全を尽くすよう強く求めた。

SACO最終報告に基づく移設作業が進められる一方で、米国政府は、冷戦の終焉、同時多発テロの発生など国際情勢の変化に伴い、世界における米軍のプレゼンス（軍事展開）、兵力構成、基地のあり方を全面的に見直すための米軍再編を進めており、在日米軍基地のあり方そのものが検討されていた。そのため、知事は、平成17年3月に日米両政府に対し、普天間飛行場を含む在沖米海兵隊の県外移転など4つの項目を基本的考え方として提示し、米軍再編の中での基地負担の軽減を要請した。しかしながら、地元で事前の説明もなく、同年10月に米軍再編協議の中間報告として、日米両政府がキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間飛行場代替施設を設置する新たな移設案で合意した。この新たな合意案については、これまでの経緯を踏まえれば、県として、容認できるものではなく、また名護市など地元関係自治体からも反対が表明された。

平成18年1月、名護市長選挙で岸本市長の後継者である島袋吉和氏が初当選した。同年4月、政府は、名護市及び宜野座村が求めていた集落内の上空の航空機の飛行を回避するため、V字型の滑走路とする新たな政府案を提示した。名護市は新たな政府案を基本として代替施設の位置など具体的な建設計画について継続的に協議し、結論を得ることで防衛庁と基本合意書を交わし、同日、宜野座村も同様の基本合意書を交わした。

平成18年5月1日、V字型に2本の滑走路を設置する修正を加えた政府案で、日米間での最終合意がなされた。これに対し知事は、防衛庁長官との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を同月11日に取り交わし、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議していくことを確認した。しかし、同年5月30日、政府は「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定し、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）を廃止した。なお、この5月の閣議決定を踏まえ、平成19年5月に米軍再編を円滑かつ確実に実施するための「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立した。

平成18年11月、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で、現行のV字型案は容認できないことや、普天間飛行場の危険性除去などを公約に掲げた仲井眞弘多氏が当選した。

（2）米軍再編最終報告（再編実施のための日米ロードマップ）の主な内容

- ア 普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- イ 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- ウ 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- エ 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- オ 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場返還の前に、必要に応じて行われる。
- カ 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- キ 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立となる。
- ク 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

（3）在沖米軍再編に係る基本確認書について

平成18年5月11日に稲嶺知事は額賀防衛庁長官と「在沖米軍再編に係る基本確認書」を取り交わした。この基本確認書は、政府と沖縄県の立場の相違を踏まえ、米軍再編最終報告を起点に、今後とも継続的に協議を進めていくということを確認するものである。基本確認書の合意内容は、次の5つの項目である。

- ア 在日米軍の抑止力の維持と沖縄県の負担軽減が両立する方向で対応すること
- イ 防衛庁と沖縄県は、5月1日に日米で承認された政府案を基本として
 - （ア）普天間飛行場の危険性の除去
 - （イ）周辺住民の生活の安全
 - （ウ）自然環境の保全
 - （エ）同事業の実行可能性に留意して対応すること
- ウ 今後、防衛庁と沖縄県、名護市等とは普天間飛行場の代替施設建設計画について誠意をもって継続的に協議すること
- エ 政府は閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市等と事前にその内容について協議すること
- オ 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用改善等、対応を検討すること

（4）当時の仲井眞県政の対応

普天間飛行場の移設について、県外移転がベストであるが、今回の米軍再編協議の経緯、我が国を取り巻く国際情勢等から判断すると、その実現は困難であることから、普天間飛行場の早期の移設や危険性除去のためには、県内移設もやむを得ないと考えていた。

しかしながら、在日米軍再編の実施に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であり、とりわけ代替施設の建設という、住民生活に大きな影響を与えかねない事柄については、地元の意向に対する十分な配慮が必要であると考えていた。

普天間飛行場移設問題を早期に解決しなければならないということは、日米両政府と県の一致した認識であると考えており、その進め方については、政府と県が交わした基本確認書、政府と名護市及び宜野座村が交わした基本合意書を基に、政府と県、地元市町村で協議をしながら進めていくべきものであると理解している。

そのため、県としては、「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」（平成18年8月29日設置）において、次の2つについて、まず、協議がなされるべきと考えていた。

ア 普天間飛行場の3年を目途とする閉鎖状態の実現について

現在の普天間飛行場の危険性については、移設するまでの間であれ、その危険性をそのまま放置することはできないことから、基地の提供責任者である政府において、訓練の分散・移転、移駐など、あらゆる方策を検討し、3年を目途に普天間飛行場のヘリ等の運用を極力減ら

すことを求める。

イ 現行のV字型案のままでは賛成できないことについて

名護市が求めている可能な限り生活の場から、代替施設を沖合側に寄せてもらいたいという提案については、周辺住民の安全に影響を及ぼさないことなどを目的としており、その考え方は尊重されるべきと考えている。

そのため、代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画が、県、関係市町村と政府の間で協議されることが必要である。

県としては、今後も地元の意向や環境などに十分に配慮しつつ、政府と協議し、移設問題の確実な解決を図っていくことが重要であると考えていた。

4 埋立承認に至るまでの経緯

(1) 政府・県・関係地方公共団体との協議

平成18年8月、政府は関係大臣、沖縄県知事、名護市長等を構成員とする「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」を設置し、第1回の協議会が開催された。同協議会は、平成21年4月までの間に9回開催され、代替施設の建設計画、安全・環境対策、普天間飛行場の危険性除去、地域振興等について協議された。また、平成20年7月の第8回同協議会における合意を受け、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」と「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」が設置された。「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」は、同年8月から平成21年8月まで4回開催され、危険性除去の諸施策の実施状況、飛行航跡調査結果等について話し合われた。「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」は、平成20年8月から平成21年3月まで4回開催され、環境影響評価の取組状況等について話し合われた。

こうした政府と沖縄県、関係地方公共団体との協議と平行する形で、移設先の環境影響評価の手続は進められた。平成19年5月、那覇防衛施設局が名護市辺野古海域の現況調査としてサンゴの産卵状況を調べる着床具や海象調査機器を設置した。その際、海上自衛隊掃海母艦「ぶんど」の派遣、海上自衛隊の動員があり、県は、反自衛隊感情を助長するようなことは避けるべきとの知事コメントを発表した。同年8月、那覇防衛施設局は環境影響評価の方法書を県に送付したが、県は代替施設の規模や位置などの具体的な建設計画を協議することや、県の求める普天間飛行場の3年目途の閉鎖状態の実現について条件が整理されていないことから、方法書の受取を保留し防衛省に再考を求めた。同年8月、那覇防衛施設局は方法書の公告・縦覧を開始し、10月には方法書に対する住民等意見の概要書が県に提出された。県は、これ以上方法書の受取を保留し知事意見を述べないことは異議がないものとされかねないことから、住民等意見の概要書を受け取り、同年12月、知事は県条例の対象となる飛行場設置事業について36項目233件、平成20年1月に環境影響評価法の対象となる埋立事業について37項目247件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。同年3月、国は方法書を確定し、平成21年3月にかけてキャンプ・シュワブ沖の現地調査を実施した。同年4月、沖縄防衛局から当該調査を踏まえた環境影響評価準備書が県に送付され、これに対し県は、10月、知事意見（飛行場設置事業28項目186件、埋立事業32項目316件）を沖縄防衛局へ提出した。

(2) 平成21年の政権交代

平成21年8月、衆議院議員総選挙が行われ、民主党が308議席を獲得した。同年9月、民主党、社会民主党、国民新党は「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」とする内容を含む三党連立政権合意書に署名し、同月、鳩山由紀夫民主党代表を総理大臣とする鳩山内閣が発足した。同年11月、日米両政府は、普天間飛行場代替施設の検証作業に関し、二国間の閣僚レベルのワーキング・グループを設置することに合意した。同月、知事は総理に対し、明確な方針及び具体案を示すこと等を要請した。同年12月、政府は基本政策関係委員会の下に沖縄基地問題検討委員会を設置した。

新政権の取組は、県外移設に対する県内の期待を高めることとなった。平成22年1月、名護市長選挙で辺野古移設に反対する稲嶺進氏が初当選し、2月には県議会において「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」が全会一致で可決された。また、同年4月には「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が開催されるなど、県内の状況は大きく変化した。

(3) 辺野古移設への回帰

政府は、普天間飛行場の県外、国外への移設を検討したが、平成22年5月、鳩山総理が来県し、知

事との会談の中で普天間飛行場移設先を名護市辺野古とする方針を表明した。同年5月、日米共同発表において普天間飛行場代替施設を「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」ことが確認された。同年8月、政府は、滑走路V字案・I字案を併記した二国間専門家検討会合による「普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書」を公表するとともに、9月に沖縄政策協議会を再開し、同協議会の下に米軍基地負担軽減部会と沖縄振興部会を新たに設置した。

県内においては、平成22年9月、名護市議会議員選挙が行われ、移設反対の市長を支持する与党議員が過半数を占め、同市議会は10月、米軍普天間飛行場「県内移設の日米合意」の撤回を求める意見書を賛成多数で可決した。また、同年9月、知事は県議会で「政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求める」と表明し、11月、任期満了に伴う沖縄県知事選挙で仲井眞弘多氏が再選された。

平成23年6月、日米両政府は、普天間飛行場代替施設の名護市辺野古崎への設置、埋立てによるV字型滑走路とすること等に合意した。さらに同月、米国防総省から、2012年後半から普天間飛行場にMV-22オスプレイが配備されることが発表され、県民の反発を呼んだ。

平成24年4月、日米両政府において、普天間飛行場代替施設の現行計画は「これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識」が確認された。

同年9月、「オスプレイ配備に反対する県民大会」が約101,000人（主催者発表）を集めて開かれ、オスプレイ配備の撤回と米軍普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する決議を採択した。しかし、同年10月には普天間飛行場へのオスプレイ配備が開始された。

一方、環境影響評価については、平成23年12月、沖縄防衛局は環境影響評価書を送付したが、市民団体の抗議を受けたため、全てを持ち込めなかった。平成24年1月、沖縄防衛局は不足分の評価書を県に送付した。これに対し、県は同年2月に飛行場設置事業について25項目175件、3月に埋立事業について36項目404件の知事意見を沖縄防衛局へ提出した。これらの意見は、結論において「示された環境保全措置等では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能と考える。」というものだった。同年4月、防衛省は評価書の補正に向けて有識者研究会を設置し、12月までの間に9回の会合を開催し、同月、沖縄防衛局は、補正後の評価書を県に提出した。

（4）埋立承認

平成24年12月、衆議院議員総選挙が行われ、自民党が294議席を獲得し、第2次安倍内閣が発足した。

平成25年1月、「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会」の代表団が安倍首相らにオスプレイの配備撤回と普天間飛行場を閉鎖・撤去し、県内移設を断念することを求める「建白書」を手渡したが具体的な返答は得られなかった。

建白書は、沖縄県議会議長、沖縄県市長会会長、沖縄県商工会連合会会長、連合沖縄会長、沖縄県婦人団体連合会会長が共同代表として名を連ね、41市町村長・議会議長、県議会の各会派の長が署名押印したものだ。

同年3月、沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書を提出した。県は、沖縄防衛局が提出した願書には補正が必要な事項があるとし、沖縄防衛局に対し33項目について補正を求めた。これに対し、沖縄防衛局は、同年5月、願書について県の補正要求に基づき補正した部分を差し替えたものを提出した。

同年6月、県は、埋立出願の要領について沖縄県公報で公示するとともに、願書及び関係図書を縦覧に供した。また、同年8月、関係市町村長である名護市長に対する意見照会を行うとともに、第11管区海上保安部中城海上保安部長、沖縄県環境生活部長及び沖縄県農林水産部長に意見照会を行った。同年11月に示された名護市長の意見は、埋立てを承認しないよう求めるものだった。

一方で県は、沖縄防衛局に対し、同年10月から4次にわたる質問、回答のやりとりを経た。

同年12月17日、沖縄県は、総理大臣や関係閣僚との沖縄政策協議会において普天間飛行場の5年以内運用停止を含む4項目の基地負担軽減策を政府に要求した。これに対して安倍総理大臣は、「最大限実現するように努力をしてまいります」と話した。同月25日、仲井眞知事は、首相官邸で安倍総理大臣との会談後、同月27日には普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認出願を承認した。

5 新基地建設問題を巡る国との争訟

（1）埋立承認の取消

平成26年1月、那覇市議会が埋立承認に抗議する意見書を可決した。また、県知事を相手取り、承認取消を求める訴訟が県内の住民から提起されるなど、埋立ての承認は大きな反響をもたらした。同月に行われた名護市長選挙においては、新基地建設に反対する現職の稲嶺進氏が再選された。

また、埋立承認をめぐるのは、同年2月14日、県議会2月定例会において「辺野古埋立問題等調査特別委員会」、いわゆる百条委員会が設置された。同委員会は、知事や県執行部の証人尋問や参考人の意見聴取を行うなど、同年7月14日に調査報告書を可決するまで10回にわたり開催された。

同調査報告書では「傲慢で、不透明な判断で導き出された承認の決定は撤回されるべき」とする結論と、「知事が承認の判断を行う裁量の部分も限られており、恣意的に埋立承認をしたものではない」、「平成25年12月27日の辺野古埋立申請に対する知事の承認は有効であり、行政手続は適切であった。」とする結論を併記する案が可決された。

同年5月、沖縄防衛局は、名護市漁業協同組合と辺野古埋立てに係る漁業補償契約を締結し、同年7月には県に対して、岩礁破碎等許可申請を行った。さらに同年8月には海上におけるボーリング調査に着手した。

この年、報道各社による県内の世論調査においては、普天間飛行場の辺野古への県内移設に反対する県民の声が相次いで示される結果となった。そのような中、11月の沖縄県知事選挙では新基地建設・オスプレイ配備反対を掲げる翁長雄志氏が当選し、12月に行われた衆議院議員選挙においては、4つの小選挙区全てで辺野古移設に反対する候補者が当選した。

同年9月に沖縄防衛局から申請がなされていた埋立工事の設計概要変更について、「次期知事に判断を委ねてほしい」と求める団体等が県庁を包囲するなど、県民の強い反発がある中、前知事は、退任4日前の12月5日、「工事用の仮設道路の追加」と「辺野古崎南側の中仕切り護岸の追加」を承認した。

平成27年1月、翁長知事は前知事の公有水面埋立承認を検証する第三者委員会を設置し、沖縄防衛局に対しては、第三者委員会の結論が出るまで、埋立てに向けた辺野古での作業を中止するよう求めた。同年7月に提出された第三者委員会の検証結果報告を受け、県は関係部局において内容等を精査し、承認には取消しすべき瑕疵が認められたとし、10月13日、埋立承認を取り消した。

（2）埋立承認取消を巡る争訟

県が埋立承認を取り消した翌日の平成27年10月14日、沖縄防衛局は、国土交通大臣に審査請求及び執行停止の申立てを行い、同月27日、国土交通大臣は、県の承認取消の効力の執行停止を決定した。また、承認取消に対し国土交通大臣は、同年11月17日、埋立承認取消処分の取消しを求める代執行訴訟を提起した。

国土交通大臣の行った執行停止決定について、県は、同年11月2日、国地方係争処理委員会へ審査申出を行い、併せて、12月25日、執行停止決定に対する取消訴訟（抗告訴訟）を提起した。

また、国地方係争処理委員会が申出を却下したことを受け、平成28年2月1日、国土交通大臣に対する関与取消訴訟を提起した。

代執行訴訟については5回の口頭弁論が開催され、同年3月4日、和解が成立した。

これにより代執行訴訟及び国の関与取消訴訟は終結し、沖縄防衛局の審査請求及び執行停止が取り下げられた。その結果、国土交通大臣の執行停止決定が消滅したことを受け、県は、抗告訴訟を取り下げた。

和解成立から3日後の3月7日、国土交通大臣は、知事に対し、是正の指示を行ったが、当該指示には理由が示されていない。同月14日、県は、国地方係争処理委員会に対し、当該指示に理由が示されていないことが地方自治法第249条に反する違法な関与であるとして、審査申出を行った。

同月16日、国土交通大臣は、3月7日付けの是正の指示を一方向的に撤回し、改めて是正の指示を行った。これに対し県は、同月23日、国地方係争処理委員会に審査申出を行った。

同年6月20日、国地方係争処理委員会は、「国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道」とする見解を示し、是正の指示の違法性を判断しなかった。

和解条項では、国地方係争処理委員会が是正の指示の違法性を判断した場合に、県からは是正の指示の取消訴訟を提起することが示されていた。しかし、県は、同委員会が是正の指示の違法性を判断せず、真摯な協議による問題解決が最善との見解を示したことを重く受け止め、訴訟提起を見送った。

また、同年6月24日、県は、国に対し、同委員会の決定を踏まえ真摯な協議を行うよう要請した。しかし、同年7月22日、国土交通大臣は、県が是正の指示に従わないことが違法であることを確認するため、福岡高等裁判所那覇支部に不作為の違法確認訴訟を提起した。

福岡高等裁判所那覇支部は、県が求めた安全保障や環境分野の証人申請を認めず、十分な審理を行わないまま、わずか2回の口頭弁論で結審した。

同年9月16日、福岡高等裁判所那覇支部は、国の請求を認める判決を言い渡し、同月23日、県は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行った。

同年12月20日、最高裁判所は県の上告を棄却し、県の敗訴が確定した。このことを受け、同月26

日、県は、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であるとの判断から、埋立承認取消を取り消した。併せて、埋立承認に付した留意事項に基づき、工事実施前に、実施設計や環境保全対策等に係る事前協議を行うよう、沖縄防衛局に通知した。同月27日、沖縄防衛局は、県が求めている事前協議に応じないまま埋立工事を再開した。

（3）埋立承認撤回処分を巡る争訟

ア 承認撤回まで

県は、沖縄防衛局が承認書に附した留意事項に基づく事前協議を行わないこと等から、平成29年2月10日及び同年5月8日、沖縄防衛局に対し、留意事項に基づく事前協議が調うまで工事を停止するよう通知した。その後も沖縄防衛局が工事を停止しなかったため、県は、沖縄防衛局に対し、同年10月2日、平成30年4月9日、同年5月23日、同年6月22日の4回にわたり工事停止を指導した。

平成30年7月2日、県が沖縄防衛局に対して行った地質調査報告書に係る公文書開示請求に対し、報告書の写しが交付された。それによれば、「C-1～C-3護岸計画箇所付近において、当初想定されていないような特徴的な地形・地質が確認された。」、「谷埋め堆積物については構造物の安定、地盤の圧密沈下、地盤の液状化の詳細検討を行うことが必須」などと明記されていた。

同月17日、県は、当初想定されていなかった軟弱地盤等の存在が明らかになったことを踏まえ、沖縄防衛局に対し、C護岸（大浦湾側）をはじめ護岸全体を含む埋立全体の実施設計等の提出を求めるとともに、即時工事停止を求めた。同月25日、沖縄防衛局は、県に対し、留意事項に基づく協議は十分に行われたものと認識しており、工事を停止する必要はないと通知した。

同月27日、翁長知事は、埋立承認の取消しに向けて、沖縄防衛局への聴聞の手続に入るよう関係部局長に指示した。その後、翁長知事は、同年8月8日、膵臓がんのため急逝した。同月9日、県は、沖縄防衛局に対し、埋立承認の取消しに係る聴聞を実施し、同月31日、埋立承認の取消し（撤回）を行った。

イ 執行停止に関する関与取消訴訟

平成30年9月30日、翁長知事の死去に伴う沖縄県知事選挙で、辺野古への移設阻止を公約に掲げる玉城デニー氏が初当選した。同年10月12日、玉城知事は安倍総理大臣及び菅官房長官と面談し、対話による解決を求めた。

そのような中、同年10月17日、沖縄防衛局は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法に基づき、県が行った承認取消処分を取り消す裁決を求める審査請求を行うとともに、裁決までの間、当該処分の効力の停止を求める執行停止申立てを行った。同月30日、国土交通大臣は、県の埋立承認取消処分の執行停止を決定した。

これに対し、同年11月9日、県は国土交通大臣に対し、執行停止決定の取消しを求めるとともに、取り消さない場合には国地方係争処理委員会に審査を申し出る予定であることを通知した。同月29日、県は、承認取消の効力を一時停止させた国土交通相による執行停止決定を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出を行ったが、平成31年2月19日、国地方係争処理委員会は、県の審査申し出を却下した。

同年3月22日、県は、国土交通大臣の行った執行停止決定の取消しを求め、地方自治法に基づく関与取消訴訟を提起した。

同年4月5日、国土交通大臣は、平成30年10月17日に沖縄防衛局が行った審査請求に関し、埋立承認取消しを取り消す旨の裁決を行った。当該裁決が出たことにより執行停止決定の効力が消滅したため、同月22日、県は、当該執行停止決定の取消しを求めた訴えを取り下げた。

ウ 裁決に関する関与取消訴訟

平成31年4月22日、県は、同月5日に国土交通大臣が行った裁決を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出を行った。しかし、令和元年6月17日、第2回国地方係争処理委員会において、県の審査申出が却下された。

同年7月17日、県は、埋立承認取消しを取り消した国土交通大臣の裁決は違法な国の関与であるとして、その取消しを求め、地方自治法に基づく関与取消訴訟を提起した。同年9月18日、関与取消訴訟の第1回口頭弁論において玉城知事が意見陳述を行い、結審した。

同年10月23日、福岡高等裁判所那覇支部は、関与取消訴訟について、県の訴えを却下する判決を言い渡した。

同月30日、県は、最高裁判所に上告受理申立てを行ったが、令和2年3月26日、最高裁判所は、関与取消訴訟について、上告を棄却する判決を言い渡し、県の敗訴が確定した。

エ 裁決に関する抗告訴訟

令和元年8月7日、県は、国土交通大臣の行った裁決の取消しを求め、行政事件訴訟法に基づ

く抗告訴訟を提起した。

同年11月26日、抗告訴訟の第1回口頭弁論において、玉城知事が意見陳述を行った。

令和2年8月3日、第2回口頭弁論が行われ結審した。

同年11月27日、那覇地方裁判所は、抗告訴訟について、訴えを却下する判決を言い渡したことから、同年12月11日、県は、同判決を不服として、福岡高等裁判所那覇支部に控訴した。

令和3年8月26日、控訴審の第1回口頭弁論で玉城知事が意見陳述を行い、結審した。

同年12月15日、福岡高等裁判所那覇支部は、県の控訴を棄却する判決を言い渡した。同年12月28日、県は、判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立てを行った。

令和4年12月8日、最高裁判所は、県が取消訴訟を提起する適格を有しないとして上告を棄却した。

（4）埋立変更不承認を巡る争訟

ア 埋立変更承認申請の不承認

令和2年4月21日、沖縄防衛局は、軟弱地盤の地盤改良工事を追加することなどを目的とする普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更・設計概要変更承認申請書（変更承認申請）を県に提出し、県はこれを受理した。

変更承認申請書の主な内容は、地盤改良工事の追加に伴い、大浦湾側の護岸や埋立地の設計等を変更すること、工期を変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3ヶ月とし、埋立に関する工事に要する費用を7,200億円とすることなどであった。

同年9月8日、県は変更承認申請書に係る公告を行うとともに、同日から9月28日までの間、縦覧を行い、利害関係者からの意見を求めた。利害関係を有する者からは、17,839件の意見書が提出された。

県は、沖縄防衛局に対し、令和2年12月21日から令和3年6月16日にかけて四次にわたり質問等を行い、ジュゴンへの影響や地盤の力学的調査等の必要性等について、環境保全及び災害防止に配慮した計画となっているかを厳正に審査した。

審査の結果、県は、公有水面埋立法第4条第1項第1号で規定する「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件に適合しないと認められること、同法第4条第1項第2号で規定する「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」の要件に適合しないと認められること、「埋立の必要性」について、合理性があるとは認められないこと等の理由により、変更の内容について認められないと判断し、令和3年11月25日、変更承認申請を不承認とする処分を行った。

イ 変更不承認処分に関する争訟

令和3年12月7日、沖縄防衛局は、変更承認申請の不承認処分を受け、国土交通大臣に審査請求を行った。

令和4年4月8日、国土交通大臣は、沖縄防衛局からの審査請求に対し、県の行った埋立変更不承認処分を取り消す裁決を行うとともに、県に対して、地方自治法に基づき同年4月20日までに変更承認申請を承認するよう勧告した。

同年4月20日、県は、国土交通大臣の勧告に対し、裁決書の内容を精査した上で対応する必要があることなどから、勧告で求められた同日までに承認することに対する判断を行うことはできない旨を回答するとともに、内閣総理大臣宛てに、県との対話を行うよう求める文書を発出した。

同年4月28日、国土交通大臣は、県に対して、地方自治法に基づき、同年5月16日までに変更承認申請を承認するよう是正の指示を行った。

（7）関与取消訴訟（裁決）

令和4年5月9日、県は、国土交通大臣が同年4月8日に行った裁決の取消しを求め、国地方係争処理委員会に審査の申出を行った。

同年7月12日、国地方係争処理委員会は、裁決に係る沖縄県の審査の申出について、本件裁決は適法にされた審査請求に対してされた有効な裁決であるから、国の関与には当たらないので、当委員会の審査の対象にならないとして、県の審査の申出を却下する判断を行った。

同年8月12日、県は、埋立変更不承認処分を取り消す国土交通大臣の裁決の取消しを求めて、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟を、福岡高等裁判所那覇支部に提起した。

令和5年3月16日、福岡高等裁判所那覇支部は、県が提起した国の関与の取消訴訟について、本件裁決は国の関与に当たらないものであるから訴えは不適法として却下した。同月23日、県は、判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立てを行った。

同年8月24日、最高裁判所は、県の上告受理申立てを不受理とした。これにより、当該訴訟は終結した。

(イ) 関与取消訴訟（是正の指示）

令和4年5月30日、県は、国土交通大臣が同年4月28日に行った変更承認申請を承認せよと命じる是正の指示の取消しを求め、国地方係争処理委員会に審査の申出を行った。

同年8月19日、国地方係争処理委員会は、国土交通大臣の是正の指示は違法でないとして、県の主張を認めないとする決定を行った。

同年8月24日、県は、国土交通大臣の是正の指示の取消しを求めて、地方自治法第251条の5に基づく違法な国の関与の取消訴訟を、福岡高等裁判所那覇支部に提起した。

同年12月1日、県は、埋立変更承認申請に関する国土交通大臣の裁決及び是正の指示が違法な国の関与であるとして、その取消しを求める関与取消訴訟の第1回口頭弁論に参加し、玉城知事が意見陳述を行った。

令和5年3月16日、福岡高等裁判所那覇支部は、県が提起した国の関与の取消訴訟について、本件是正の指示は適法であるとして棄却した。同月23日、県は、判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立てを行った。

同年9月4日、最高裁判所は、県の上告を棄却するとの判決を言い渡した。これにより、当該訴訟は終了した。

ウ 代執行訴訟

令和5年9月19日、国土交通大臣は、県に対し、同年9月27日までに変更承認申請を承認せよとの勧告書を発出した。

同年9月27日、県は、国土交通大臣に対し、勧告の期限までに承認を行うことは困難であると文書で回答した。翌28日、国土交通大臣は、県に対し、同年10月4日までに変更承認申請を承認せよとの指示書を発出した。

同年10月4日、県は、国土交通大臣に対し、指示の期限までに承認を行うことは困難であると文書で回答した。翌5日、国土交通大臣は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立変更承認申請を沖縄県知事に承認せよとの代執行訴訟を、福岡高等裁判所那覇支部に提起した。

同年10月11日、玉城知事は、臨時記者会見を開催し、国土交通大臣が提起した代執行訴訟について、応訴することを表明した。

同年10月30日、玉城知事は、福岡高等裁判所那覇支部において、第1回口頭弁論で、意見陳述を行った。

同年12月20日、福岡高等裁判所那覇支部は、代執行訴訟について、沖縄県知事に対して、同年12月25日までに承認せよと命ずる判決を言い渡した。

同年12月27日、県は、国土交通大臣の請求を認めた福岡高等裁判所那覇支部の判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立てを行った。翌28日、国土交通大臣は、地方自治法245条の8第8項に基づき、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対し、沖縄県知事に代わって承認処分を行った。

令和6年2月29日、最高裁判所は、県の上告受理申立てを不受理とした。これにより、当該訴訟は終了した。

6 政府との協議

(1) 普天間飛行場負担軽減推進会議

県は、平成25年12月の沖縄政策協議会において、特に緊急を要する課題として、(1) 普天間飛行場の5年以内の運用停止、早期返還 (2) キャンプ・キンザーの7年以内全面返還 (3) 日米地位協定の条項の追加等、改定 (4) オスプレイ12機程度を県外の拠点に配備、の4つの項目の基地負担軽減策を政府に要請した。

県の要請を受け、平成26年2月、普天間飛行場の危険性除去を中心とした負担軽減等について、政府、沖縄県及び宜野湾市が率直な協議を行うため、「普天間飛行場負担軽減推進会議」が設置された。

同会議は、内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事及び宜野湾市長を構成員とし、必要に応じて他の市町村長等の出席を求めることができることとされた。なお、平成28年7月に開催された第4回の会議以降、構成員に官房副長官と副知事が追加されている。

また、普天間飛行場の負担軽減等について関係府省が連携して推進することを目的とし、「普天間飛行場負担軽減推進会議」の下に、内閣官房副長官を座長とする「負担軽減推進作業部会」が設置された。

令和6年3月7日までに普天間飛行場負担軽減推進会議が5回、同作業部会が14回開催されている。

県としては、同飛行場の一日も早い危険性の除去に向けた取り組みを具体的に進めるためには、普天間飛行場負担軽減推進会議の開催が必要であると考えており、同会議の早期開催を求めている。

注1：平成25年12月に要請した4項目の基地負担軽減策のうち、普天間飛行場の5年以内の運用停止については、平成26年8月にKC-130空中給油機15機の山口県岩国市への移転が完了したものの、5年以内の運用停止は実現しないまま平成31年2月末に期限が到来した。

注2：オスプレイ12機程度を県外の拠点に配備することについては、平成28年9月、普天間飛行場に所在するオスプレイ等の訓練活動を県外に移転する合意がなされ、県外における訓練等が実施されているものの、オスプレイ12機程度の県外拠点配備は実現していない。

〈これまでの普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会の開催状況〉

- | | | |
|-------------|-------------|-----------------------|
| (1) 第1回推進会議 | 平成26年2月18日 | 出席：安倍総理大臣、仲井真知事 等 |
| ① 第1回作業部会 | 平成26年3月17日 | 出席：杉田内閣官房副長官、高良副知事 等 |
| ② 第2回作業部会 | 平成26年4月15日 | 出席：杉田内閣官房副長官、高良副知事 等 |
| ③ 第3回作業部会 | 平成26年5月29日 | 出席：杉田内閣官房副長官、高良副知事 等 |
| (2) 第2回推進会議 | 平成26年6月24日 | 出席：安倍総理大臣、仲井真知事 等 |
| ④ 第4回作業部会 | 平成26年7月28日 | 出席：杉田内閣官房副長官、高良副知事 等 |
| ⑤ 第5回作業部会 | 平成26年9月1日 | 出席：杉田内閣官房副長官、高良副知事 等 |
| (3) 第3回推進会議 | 平成26年10月20日 | 出席：安倍総理大臣、仲井真知事 等 |
| (4) 第4回推進会議 | 平成28年7月21日 | 出席：菅内閣官房長官、翁長知事 等 |
| ⑥ 第6回作業部会 | 平成28年8月31日 | 出席：杉田内閣官房副長官、安慶田副知事 等 |
| ⑦ 第7回作業部会 | 平成29年5月17日 | 出席：杉田内閣官房副長官、富川副知事 等 |
| ⑧ 第8回作業部会 | 平成29年9月14日 | 出席：杉田内閣官房副長官、富川副知事 等 |
| ⑨ 第9回作業部会 | 平成30年7月9日 | 出席：杉田内閣官房副長官、謝花副知事 等 |
| (5) 第5回推進会議 | 平成31年4月10日 | 出席：菅内閣官房長官、玉城知事 等 |
| ⑩ 第10回作業部会 | 令和元年9月4日 | 出席：杉田内閣官房副長官、謝花副知事 等 |
| ⑪ 第11回作業部会 | 令和2年11月19日 | 出席：杉田内閣官房副長官、謝花副知事 等 |
| ⑫ 第12回作業部会 | 令和3年12月27日 | 出席：栗生内閣官房副長官、謝花副知事 等 |
| ⑬ 第13回作業部会 | 令和5年2月15日 | 出席：栗生内閣官房副長官、池田副知事 等 |
| ⑭ 第14回作業部会 | 令和6年3月7日 | 出席：栗生内閣官房副長官、池田副知事 等 |

(2) 集中協議

平成27年8月、県と政府は、8月10日から9月9日までの1か月、移設計画に関する一切の工事を停止し、辺野古新基地建設問題について集中的に協議することで合意したことを明らかにした。

平成27年8月12日から9月7日までの間に5回の協議が行われた。

(3) 政府・沖縄県協議会

平成27年9月の集中協議の終了後、県と政府は、沖縄県の基地負担軽減や振興策を協議する機関の設置について合意しており、平成28年1月、「政府・沖縄県協議会」として初会合が開かれた。

また、同年3月、代執行訴訟において成立した和解条項の文言に係る双方の理解の確認及びこれに基づく対応について協議するため、「政府・沖縄県協議会」の下に「和解条項に基づく協議に関する作業部会」が設置された。

7 普天間飛行場移設問題（辺野古新基地建設問題）に対する県の考え方

(1) 普天間飛行場移設問題に対する県の考え方

普天間飛行場は、市街地の中心部に位置し、航空機事故の危険性や騒音被害など、住民に大きな負担を強いていることから、同飛行場の危険性の除去は、政府が唯一の解決策とする辺野古移設に関わりなく実現されるべき喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要である。

普天間飛行場所属機は、石垣空港へのMV-22緊急着陸（H29.9.29）、東村でのCH-53不時着炎上（H29.10.11）、普天間第二小学校の校庭にCH-53窓落下（H29.12.13）、伊計島へUH-1不時着（H30.1.6）、読谷村でMV-22不時着（H30.1.8）、渡名喜村でAH-1緊急着陸（H30.1.23）、伊計島付近でのMV-22部品落下（H30.2.8）など、事故が頻発している状況にあり、平成30年2月1日、県議会では、普天間飛行場の即時運用停止要求を含む意見書が全会一致で決議されている。

県議会の決議後も、令和元年には浦西中学校にブレードテープが落下する事故、令和3年7月には

CH-53Eヘリコプターから渡名喜島沖に軍事用コンテナが落下する事故、同年8月にはMV-22オスプレイから部品が落下する事故、更に同年11月にはMV-22オスプレイから宜野湾市の住宅街に金属製の水筒が落下する事故が発生するなど、事故発生が跡を絶たない。また、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音、夜間騒音も大きな問題となっている。

令和5年11月29日には、沖縄に向かっていた米空軍のCV-22オスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、8名が死亡する事故が発生した。

このため県は、普天間飛行場の辺野古移設では、同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、政府に対し、同飛行場の県外、国外移設及び早期閉鎖・返還の実現を求めている。また、同飛行場の返還までの間の危険性除去の取組として、県はこれまで、普天間飛行場負担軽減推進会議や沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）等において、オスプレイ12機程度の県外拠点配備や同飛行場所属機の長期ローテーション配備など、同飛行場の速やかな運用停止に向けた具体的な取組や期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう繰り返し求めているが、政府からは具体的な取組内容等について示されていない。

県としては、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において速やかな運用停止を実現すべきであると考えており、引き続き、様々な機会を通じて政府に対し、辺野古が唯一の解決策との固定観念にとらわれずに、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外、国外移設及び早期閉鎖・返還を実現するよう求めていくこととしている。

（2） 辺野古新基地建設問題に対する県の考え方

戦後78年以上を過ぎても日本の国土面積の約0.6パーセントの沖縄県に、約70.3パーセントの米軍専用施設が存在し続け、状況が改善されない中で、弾薬搭載エリア、係船機能付き護岸、2本の滑走路の新設など普天間飛行場にはない新たな機能を備える辺野古新基地を建設することは、沖縄県に対し、過重な基地負担や基地負担の格差を固定化するものであり、到底容認できるものではない。

辺野古新基地の建設予定地である辺野古・大浦湾周辺の海域は、国指定天然記念物のジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5,800種以上の生物が確認されている。また、5,800種のうち、約1,300種は分類できていない生物であり、種が同定されると新種である可能性もある。新基地建設は、貴重な生物多様性を失わせ、これらかけがえのない生物の存在をおびやかすものである。辺野古・大浦湾の自然環境は、次世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産である。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった過去3回の知事選挙をはじめ、平成31年2月に行われた辺野古埋立ての是非に絞った県民投票では、投票総数の7割を超える圧倒的多数の辺野古埋立てに反対する県民の民意が明確に示されている。

県としては、日米安全保障体制が重要であるならば、その体制を支える米軍基地負担の在り方についても日本全体で議論し、負担も全国で担うべきであると考えている。

辺野古新基地の建設予定地の大浦湾の海底には、軟弱地盤が広範に分布し、国内で前例のない大規模な地盤改良工事が必要となることが明らかになっている。このため政府は、当初5年としていた埋立工事の工期が約9年3ヵ月に延び、基地として提供されるまでに全体で約12年が必要になると公表している。このため県は、普天間飛行場の辺野古移設では、同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えている。

これらのことから県は、県内移設である辺野古への移設に反対しており、政府に対し、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還に取り組むよう求めるとともに、県民の理解が得られない辺野古新基地建設の断念を訴えている。

8 国内外への情報発信の取組

（1） 普天間・辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバン

県では、沖縄における基地負担の現状、なかでも、喫緊の課題である普天間飛行場の危険性除去と辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の気運醸成を目的として、令和元年度よりトークキャラバン（知事講演・有識者等とのトークセッション・首長及びマスコミ訪問等）を実施している。

知事講演やトークセッションの様子は、沖縄県公式YouTubeチャンネルで公開している。

<知事講演等の開催状況> 計11回開催。延べ4,857名の参加

- | | |
|---------------|-------------------|
| ①令和元年6月11日（火） | 開催地：東京都千代田区（165名） |
| ②令和元年8月19日（月） | 開催地：愛知県名古屋（780名） |
| ③令和元年9月8日（日） | 開催地：大阪府大阪市（300名） |

- ④令和元年11月19日（火） 開催地：北海道札幌市（1,100名）
- ⑤令和4年1月27日（木） 福岡市向けオンライン配信（Zoom）の実施（259名）
- ⑥令和4年2月9日（木） 神戸市向けオンライン配信（Zoom）の実施（242名）
- ⑦令和4年7月13日（水） 開催地：神奈川県横浜市（357名）
- ⑧令和4年11月12日（土） 開催地：広島県広島市（396名）
- ⑨令和5年1月12日（木） 開催地：京都府京都市（485名）
- ⑩令和5年7月19日（水） 開催地：長崎県長崎市（343名）
- ⑪令和6年1月11日（木） 開催地：京都府京都市（龍谷大学での開催）（430名）

（2）国際社会への情報発信

平成27年9月19日から同月23日にかけて、翁長知事は、スイス・ジュネーブの国連人権理事会本会議において、米軍基地から派生する諸問題や辺野古新基地建設問題などについてスピーチしたほか、国連欧州本部における講演会や国連関係者等との面談を実施し、沖縄の米軍基地を巡る自由、平等、人権、民主主義の問題について、国際社会に訴えた。

令和5年9月17日から同月23日にかけて、玉城知事は、スイス・ジュネーブの国連人権理事会本会議において、沖縄に米軍基地が集中している状況や県民の平和を希求する思いなどをスピーチしたほか、国連欧州本部における講演会や国連関係者等との面談を実施し、沖縄の過重な基地負担や辺野古新基地建設問題に加え、これらの問題が沖縄だけの問題ではなく、人権、民主主義、環境の問題という普遍的な問題であることについて、国際社会に訴えた。

県としては、引き続き、国際社会に対して、沖縄の基地負担の軽減や辺野古新基地建設問題、基地から派生する諸問題の解決の必要性を訴えていくこととしている。